

自宅に生垣をつくりませんか？

・ 水戸市生垣設置奨励補助金のご案内 ・

費用の半額を
補助します！
(条件及び限度額あり)



水戸市マスコットキャラクター
「みとちゃん」

生垣設置のための
塀の撤去費用も
対象！



設置前



設置後

◆ 事業の目的

新たな生垣の設置に対して補助金を交付することにより、緑豊かな住みよいまちづくりを推進することを目的とします。

生垣は、家の中から四季の緑が楽しめるだけでなく、道行く人々の心に潤いと安らぎを与え、また、地震によるブロック塀の倒壊等の災害防止にも役立ちます。

◆ 補助額

① 生垣の設置

生垣の設置に要する費用の1/2 (限度額150,000円。ただし1メートル当たりの限度額5,000円)

② 生垣の設置に係る塀の撤去

塀撤去費用の1/2 (限度額90,000円。ただし1メートル当たりの限度額3,000円)

お問い合わせ先

水戸市 都市計画部 公園緑地課 緑化係

☎ TEL: 029-232-9214 ☎ FAX: 029-224-1116

✉ E-mail: parks.fore@city.mito.jp

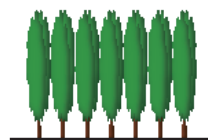
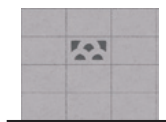
詳しくは水戸市ホームページをご覧ください。
(申請書及び記入例もダウンロードできます。)

水戸市 生垣補助

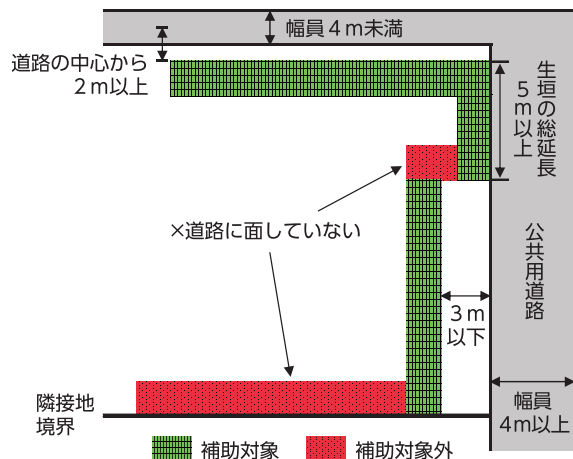
検索

◆ 補助条件

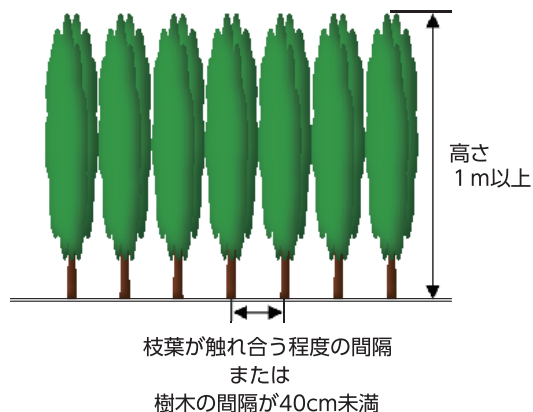
- 水戸市内の住宅用地に新設するもの、
または、既存のブロック塀等を生垣につくり替えるもの
(販売を目的とした住宅用地を除く。)



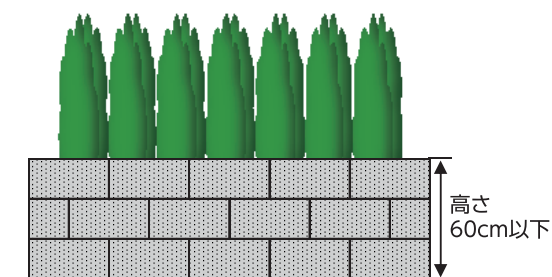
- 公共用道路に面し、生垣の延長が5m以上のもの
(道路の幅員が4m未満の場合、その中心から2m以上後退させること)



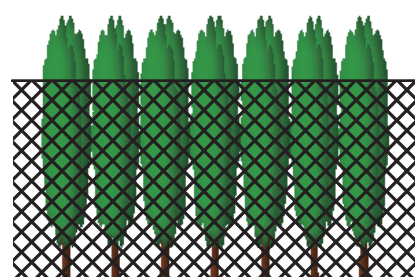
- 樹木の高さがおおむね1m以上で、
相互に葉が触れ合う程度に列植され、
生垣の外観を備えるもの



- 生垣をブロック塀等の内側に設置する場合、
ブロック塀の高さが60cm以下であること



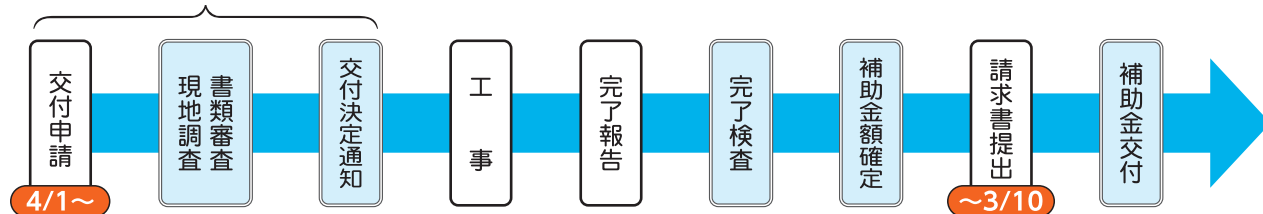
- 金網やフェンス等を生垣の前に設置する場合、
道路から生垣を見通すことができること



◆ 手続きの流れ

市が行う事務手続き

約1～2週間程度



※交付決定前に工事に着手した場合、補助対象外となりますので、**必ず着手前に申請手続きを行ってください。**
自身で工事を行う場合も、交付決定前の苗木等の購入については補助対象外となります。
※請求書を交付申請と同年度の3月10日までに提出いただけない場合、補助金を交付できないことがあります
のでご注意ください。
※予算額に達し次第、予告なしに受付を終了することがあります。



水戸市マスコットキャラクター
「みとちゃん」

生垣設置完了の翌年度から5年間は、
生垣として活用していただくことになります。